



414
A 3588



以申上書留付ありし極
有令出所ホテル内ハ酒類ニ瓶或ハ一盃ハ少クハ

令部あしふ
令部あしふ
令部あしふ
令部あしふ

日

英國商人ヲルクメン
高令出所留付あり

改高
東京開市場外國人所持以令

は一

大正十一年四月
贈月

496



一 英國商人ライイケン
高金六拾五両五分
但此合三年渡世

也

金七両

正金

金五拾五両五分

正金

右令出所無金馬車渡世と前入と法と満
以筆之付ありありと法

一 日國ハハレニス
但及物主の法に渡世

高金二の五白五両五分

也

金五の五両五分

正金

金二の五両

正金

右令所之の自性而無其見改其多を銀
也令出所無區別之于一月に入令之在
通之るもの月四月の格演法は之を
法不令之もの一ありし右令と其法
也之る令之もの一あり

第一月メ

金五の五両五分

第二月

金五の五両五分

第三月

令控方方の少方控少候

第四月

令控方方の少方控少候

第五月

令控方方の少方控少候

第六月

令控方方の少方控少候

第七月

令控方方の少方控少候

右通、常所所相、少方控少候、
少方控少候、
少方控少候、

一 同國人 フライキ

英人の馬車

方令少控少方

方令

但し方令

右出所馬車、
方令少控少方、
方令少控少方、

一 保古里人 アントリース 及物湯敷

高令少の少控少方

令少控少方

方令

令少の少控少方

方令

右出所

口赤

令百三拾五石

口赤

令百三拾五石

口赤

令百三拾五石

口赤

令百三拾五石

口赤

令百三拾五石

口赤

令百三拾五石

口赤

令百三拾五石

フラニデー山拾五石代

ブローニより拾五石

ホルト山拾五石代

泉屋拾五石代

市東山拾五石代

山石左拾五石代

帆西路十八石代

森村拾五石代

フラニデー山拾五石代

伊勢屋拾五石代

船町山拾五石代

船町山拾五石代

綿リ文拾五石代

兼倉屋拾五石代

綿リニニ拾五石代
ゴロ

柳屋高入拾五石

ヒストル拾五石

山屋拾五石

但山名拾五石代

米屋拾五石代

口赤

米屋拾五石代

口赤

通計

平野拾五石代

山石拾五石代

口赤

後リニニ拾五石代

羽村拾五石代

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

口赤

二月廿九日

令与方おれらる

飾り六の御代

羽村分業三郎御代

令与方おれらる

凡書本より三郎御代

山田分業三郎御代

又令与方おれらる

右此の世に出し、常の所おれらる

おれらる

一 瑞西高人 フアブルフラント

高令九る七指りもいふ

日

令与方おれらる

山令

令与方おれらる

原令

右出所

令与方おれらる

相澤権四郎

吉田五郎

令与方おれらる

上田五郎

令与方おれらる

堀崎五郎

令与方おれらる

英人マモイ

令与方おれらる

何人アニト川

令与方おれらる

中務 山中五郎

一人をふりて置く
友人をふりて置く
友人をふりて置く
友人をふりて置く

一 幸國商人 グラース 酒崗おれ酒世

高合を捨てる
但し金なし
存合

出所酒少おれはとも少あひしと書る酒世あり
酒の少りなき

一 和蘭 コシニル メース
高合を捨てる

口

高合を捨てる
高合

高合を捨てる
高合

右出所酒少おれはとも少あひしと書る酒世あり
酒の少りなき

高八人分
高合を捨てる

高合を捨てる
高合を捨てる
高合を捨てる

開市場所為外國人より其の
所利を以て之を以て其者

英國商人

ワルタ
イルジ
ヘーヤ
ハルトリー
ヲモイ子カラ

佛國商人

ルイ
ヨゼフ

テヲフ
ヲルゴフ

葡國者人

ローガ

米國者人

ギョルヂー

古國者人

ヘーシ

白國者人

エビリン

メ拾三人